

## 財産差押え処分に対する審査請求事件

- 不服申立日 平成 29 年 9 月 4 日
- 諮問日 平成 30 年 4 月 3 日
- 答申日 平成 30 年 6 月 13 日
- 答申の概要

平成 29 年 9 月 4 日に審査請求人が提起した、処分庁である中讃広域行政事務組合管理者が行った財産差押え処分についての審査請求は棄却するべきであるとする審査庁の裁決についての考え方は妥当である。

※なお、本件は、答申書そのものを公表することにより、審査請求人が特定されるおそれがあるため、答申の概要を公表します。